

津幡町告示第59号

津幡町複写機等の利用等に関する要綱（平成26年津幡町告示第118号）の一部を次のように改正する。

令和8年8月24日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

第4条第6号を次のように改める。

(6) 津幡町情報セキュリティポリシーの規定に違反するおそれがあるとき。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。